

改正

平成14年3月19日規則第10号  
平成19年9月28日規則第29号  
平成24年3月30日規則第11号  
平成27年3月4日規則第1号  
平成30年8月15日規則第27号  
令和2年5月15日規則第27号  
令和2年5月27日規則第30号

中間市政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中間市政治倫理条例（平成7年中間市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(誓約書の提出)

第2条 条例第4条の誓約書は、別記第1号様式によるものとする。

(資産等報告書)

第3条 条例第5条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第5条第1項第5号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。

3 条例第5条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券及びその他これに類するものとする。

4 条例第5条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他これに類するものとする。

5 条例第5条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他これに類するものとする。

6 条例第5条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他これに類するものとする。

7 条例第5条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他これに類するものとする。

8 条例第5条第1項及び第2項の資産等報告書は、別記第2号様式によるものとする。

(所得等報告書)

第4条 条例第6条第1項の所得等報告書は、別記第3号様式によるものとする。

2 条例第6条第1項第1号イの規則で定める金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

3 所得等報告書の作成は、納税申告書の写しを提出することによりこれに代えることができる。この場合において、条例第6条第1項第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その起因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第5条 条例第7条第1項の報酬とは、金銭による給付をいう。

2 条例第7条第1項の関連会社等報告書は、別記第4号様式によるものとする。

(税等の納付状況報告書)

第6条 条例第8条第1項の税等の納付状況報告書は、別記第5号様式によるものとする。

2 税等の納付状況申告書の作成は、納税証明書等を提出することによりこれに代えることができる。

(期限の特例)

第7条 条例第5条第1項及び第2項の資産等報告書、条例第6条第1項の所得等報告書、条例第7条第1項の関連会社等報告書並びに条例第8条第1項の税等の納付状況報告書（以下これらを「報

告書」という。)の作成又は提出の期限が中間市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正等)

第8条 報告書の提出後、誤記、失念等によって報告書の記載内容に訂正又は補正の必要が生じたときは、提出期限後10日までの間に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に訂正等の申出をすることができる。

(報告書及び意見書の閲覧)

第9条 市長は、条例第12条第1項の報告書及び意見書を市民の閲覧に供しようとするときは、閲覧開始の日、閲覧場所及び閲覧時間を告示するとともに、市ホームページに掲載する等、市民への周知を行うものとする。

2 閲覧者は、事前に閲覧簿に住所及び氏名を記入するものとし、報告書及び意見書を破損若しくは汚損し、又はこれらに加筆する等の行為をしてはならない。

3 提出義務者が任期中に死亡したときは、当該提出義務者に関する報告書の閲覧を中止するものとする。

(審査会の会長等)

第10条 中間市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、調査審議を適正かつ迅速に行い、又は会議の秩序を維持するために、必要な措置をとることができる。

(書面会議)

第12条 審査会は、特に必要と認めるときは、書面による会議(以下「書面会議」という。)を行うことができる。

2 書面会議を行うときは、会長は、前条第1項の規定による招集に代えて、委員に対し、期限を定めて表決その他の意見を記した書面(以下「表決等」という。)の提出を求めるものとする。

3 前項の期限までに表決等が提出されたときは、当該表決等を提出した委員は、会議に出席したものとみなす。

4 前条第2項から第4項までの規定は、書面会議に準用する。

5 会長は、書面会議を行ったときは、その旨を市長に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、書面会議の実施に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

(委員の除斥)

第13条 審査会の委員は、自己若しくは配偶者若しくは3親等内の親族(以下この条において「配偶者等」という。)の一身上に関する事件又は自己若しくは配偶者等の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その審査に加わることができない。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(調査請求)

第15条 条例第13条第1項の規定により調査を請求しようとする者は、政治倫理基準等違反調査請求書(別記第6号様式)及び署名簿(別記第7号様式)を提出しなければならない。

2 前項の調査請求書に添付の疑義を説明する資料は、条例第2条各号に規定する政治倫理基準に違反する疑いのある事実を説明する書面又は報告書に疑義がある事実を説明する書面でなければならない。

(調査請求書等の点検、審査及び不備の補正)

第16条 審査会は、審査の付託を受けたときは、前条第1項の調査請求書の記載事項及び添付書類の内容について点検及び審査を行い、調査請求に不備があるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。

(調査請求の却下)

第17条 審査会は、調査請求を行った者が前条の補正命令に従わないときは、当該請求を却下することができる。

(意見の開陳)

第18条 審査会は、条例第13条第3項に規定する審査を行うに際しては、当該審査の対象となっている市長等又は議員に意見を述べる機会を与えなければならない。

(虚偽報告等の公表)

第19条 条例第15条の規定による虚偽報告等の公表は、市ホームページにより行うものとする。

(説明会)

第20条 市長又は議長は、条例第16条第1項の規定による説明会を開催するときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を開催日の1週間前までに告示しなければならない。

2 条例第16条第2項の規定により説明会の開催を請求しようとする者は、説明会開催請求書(別記第8号様式)及び署名簿を提出しなければならない。

3 市長又は議長は、条例第16条第2項の規定による開催請求を受けて、説明会を開催するときは、開催請求者に開催の日時及び場所その他必要事項を通知しなければならない。

4 説明会においては、釈明を行う市長等又は議員は、代理人を出席させ、又は補佐人をつけることはできない。

5 説明会の開催の手續その他その運営に関し必要な事項は、市長又は議長においてこれを定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成7年12月31日から施行する。

2 条例附則第2項の規定により作成する資産等報告書については、条例第5条第1項の規定により作成する資産等報告書とみなして、この規則の規定を適用する。

附 則(平成14年3月19日規則第10号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日規則第29号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月4日規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月15日規則第27号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月15日規則第27号)

この規則は、令和2年5月15日から施行する。

附 則(令和2年5月27日規則第30号)

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

## 誓 約 書

私は、中間市民全体の代表者又は奉仕者としての職責を自覚し、法律はもとより中間市政治倫理条例を遵守し、政治倫理の向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うことを誓約します。

年 月 日

様

(氏名)

印

(注) 氏名は、自書するものとする。

年 月 日

資 産 等 報 告 書

様

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の 評 価 額	摘 要
	m <sup>2</sup>	円	
	m <sup>2</sup>	円	
	m <sup>2</sup>	円	
	m <sup>2</sup>	円	
	m <sup>2</sup>	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。  
2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

### 3 建物

所 在	床面積	固定資産税の 評 価 額	摘 要
	m <sup>2</sup>	円	
	m <sup>2</sup>	円	
	m <sup>2</sup>	円	
	m <sup>2</sup>	円	
	m <sup>2</sup>	円	

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

### 4 預金及び貯金

#### (1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

#### (2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

### 5 有価証券

種 類	額面金額の総額
	円
	円
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種類	銘 柄	株 数
株		株
		株
券		株
		株
		株

(注) 銘柄及び株数欄には、株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべきものを記入する。

6 自動車、船舶、美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種 類	数 量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種 類	数 量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種 類	数 量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称	

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

年 月 日

所得等報告書

様

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

	種 別	所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事 業 所 得	円	
	不 動 産 所 得	円	
	利 子 所 得	円	
	配 当 所 得	円	
	給 与 所 得	円	
	雑 所 得	円	
	讓 渡 所 得	円	
	一 時 所 得	円	
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得	円	
	短期讓渡所得	円	
	長期讓渡所得	円	
	一般株式等の事業・讓渡・雑所得	円	
	上場株式等の事業・讓渡・雑所得	円	
	上場株式等の利子・配当所得	円	
	先物取引の事業・讓渡・雑所得	円	
山 林 所 得	円		

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれ所得が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

年 月 日

関 連 会 社 等 報 告 書

様

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名

(注) 1 5月1日現在の名称等を記入する。

2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあるものを含む。

年 月 日

税等の納付状況報告書

様

(氏名)

印

	納付すべき額	納付済額	未納額	納期末到来額	摘要
所得税	円	円	円	円	
事業税	円	円	円	円	
住民税	円	円	円	円	
固定資産税	円	円	円	円	
国民健康保険税	円	円	円	円	
軽自動車税	円	円	円	円	
使用料	円	円	円	円	

- (注) 1 所得税及び事業税については、前年に課税された金額について記入する。  
2 住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税及び使用料については、前年度に課税された金額について記入する。  
3 未納額には、納期末到来額を含まないものとする。  
4 使用料については、摘要欄に使用料の内容を記入する。

年 月 日

政治倫理基準等違反調査請求書

様

調査請求者 (住所)  
(氏名) ⑩

中間市政治倫理条例第13条第1項の規定により、署名簿及び政治倫理基準等に違反する疑いのあることを説明する書面を添え、次に掲げる事項に関し調査を請求します。

- 1 政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる者又は報告書に疑義がある者の氏名
- 2 政治倫理基準違反の内容又は報告書疑義の内容



年 月 日

説 明 会 開 催 請 求 書

様

（住所）  
開催請求者  
（氏名）

印

中間市政治倫理条例第16条第2項の規定により、署名簿を添え、説明会の開催を請求します。